

[A]は建築一式工事(種別：建築)、[B]は内装仕上工事(種別：仕上げ)であり、それぞれ受検資格を認定できる種別が異なります。この場合、担当期間が重複している5～6月は、従事割合(例えば日数など)によって「種別：建築」と「種別：仕上げ」に按分してください。

なお、受検資格を満たすためには、申し込む種別に該当する工事だけで実務経験年数を満たす必要があります。例えば、「種別：建築」に受検申込する場合には、該当する工事だけで実務経験年数を計算し、躯体や仕上げに該当する工事は実務経験年数から除外しなければなりません。

一方で、[B]と[C](建具工事、種別：仕上げ)は、工事内容は異なりますが受検資格を認定できる種別が同一であることから、二つの工事を通算して実務経験年数を計算することができます。(ただし、この場合も担当期間が重複している部分を二重に計上することはできません)。

(例)上の例で[A]と[B]の重複部分の従事割合を1:1と算定できるときは、
 <種別：建築の実務経験：5ヶ月 / 種別：仕上げの実務経験：7ヶ月> となります。

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事(建築一式)											
							□□□トンネル照明設備工事(電気工事)				

上に挙げる例のように、異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験：10ヶ月、電気工事の実務経験：5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合(例えば日数等)に応じて按分してください。

(例)上の例で重複部分の従事割合を建築2:電気工事1であると算定できるときは、
 <建築の実務経験：9ヶ月 / 電気工事の実務経験：3ヶ月> となります。

注：建築施工管理技術検定と建設機械施工管理技術検定との実務経験の重複について

建築工事の中に含まれる建設機械施工管理技術検定の受検資格を満たす実務経験については、その実務経験の内容によっては、双方の受検資格を満たす実務経験となり得ます。この場合に限り、実務経験の二重計上が可能です。

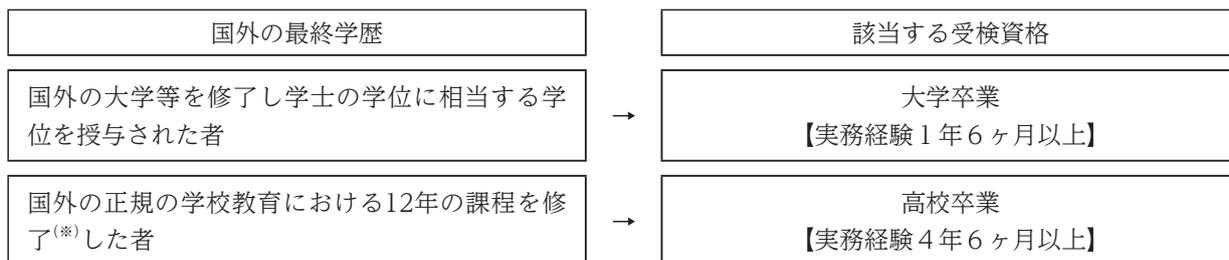
③ 複数の工事からなる一式工事(建築・土木)等の注意事項

元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合、原則として元請会社の技術者は、電気工事の実務経験の申請は認められません。(ただし、電気設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事の実務経験として申請できます。)

この場合においても、建築一式工事等と電気工事を重複して計上することはできません。

3. 日本国外の学歴・実務経験について

(1)「国外における学歴を有する者」の受検申請



※ご自分の学歴がこれに該当するか不明な場合は、事前に大使館に確認したうえで受検申請を行ってください。

学歴に関して必要となる書類は、次の3点です。

- ①卒業証明書(学校が発行したもの)
- ②卒業証明書の和訳
- ③提出書類に関する誓約書(次のURLよりダウンロードしてください)

国外大学の誓約書:<https://www.fcip-shiken.jp/pdf/seiyaku-d.pdf>

国外高等学校の誓約書:<https://www.fcip-shiken.jp/pdf/seiyaku-k.pdf>

これらの書類を受検申請書一式に同封して本財団へ送付してください。

申請者の現住所が国外の場合は申請できません。

※「国外の学歴 + 指定学科の実務経験年数」で受検申請する場合

国外の学歴について、指定学科に相当するものとして受検申請する場合には、特別な手続き(大臣認定申請)が必要となります。

(大臣認定の申請条件: 次の二つの条件に該当することが必要)

- ・指定学科(P4参照)に相当する学科を卒業
- ・以下にあげる実務経験年数をすでに有している
 - 大学の指定学科に相当するとき: 1年以上～1年6ヶ月未満
 - 高校の指定学科に相当するとき: 3年以上～4年6ヶ月未満

(大臣認定の申請に必要な書類)

- ①技術検定受検資格認定申請書(国外学歴)[様式1]
- ②卒業証明書の原本(和訳及び和訳の公証手続きが必要)※コピー不可
- ③成績証明書の原本(和訳及び和訳の公証手続きが必要)※コピー不可
- ④成績証明書[様式2]
- ⑤履歴書[様式3]
- ⑥身分証明書
 - ・日本国籍の場合: 運転免許証のコピー、住民票等
 - ・外国籍の場合: 在留カードのコピー

これらの書類を受検申請書一式に同封して本財団へ送付してください(本財団から国土交通省へ提出いたします)。申請に必要な書類の詳細は、下記URLよりご確認ください。

<https://www.fcip-shiken.jp/about/kokugai-shitei.html>

申請者の現住所が国外の場合は申請できません。

上記「国外の学歴」に関する受検申請を行う際には、

(一財)建設業振興基金 試験研修本部 TEL 03-5473-1581

へ必ず事前のご連絡をお願いします。

(2) 国外の実務経験

実務経験は、日本国内の建築工事と建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う国外での建築工事が受検資格を満たすものとされています。これに該当しない**国外の実務経験は、国土交通省へ必要書類を添えて大臣認定の申請を行っていただき、認定書を受けることが必要となります。**

国外の実務経験に関する認定の審査には、6ヶ月程度の期間を要します。受検申込に間に合うよう、事前に国土交通省へ認定申請を行ってください(受検申請書類に同封することはできません)。申請に必要な書類の詳細は、国土交通省ホームページにてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

～「国土交通省 技術検定制度」で検索してください～

国土交通省では、申請に基づき審査が行われます。審査結果によっては、受検資格を認められないケースもあります。

申請者の現住所が国外の場合は申請できません。

国外の実務経験に関する手続きにつきましては、

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係

TEL 03-5253-8111 (内線24-744)

へお問い合わせください。